

筑西広域市町村圏事務組合文書取扱規則

平成 15 年 3 月 28 日規則第 2 号

改正 平成 17 年 3 月 28 日規則第 5 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、筑西広域市町村圏事務組合情報公開条例(平成 15 年組合条例第 2 号)第 2 条で準用する筑西市情報公開条例(平成 17 年筑西市条例第 15 号)第 22 条の規定に基づき、他の法令等の規定によるもののほか、文書の取扱いに関する適正な手続及び管理等について必要な事項を定めるものとする。

(文書取扱いに関する適正な手続及び管理等)

第 2 条 文書の取扱いに関する適正な手続及び管理等については、筑西市文書取扱規則(平成 17 年筑西市規則第 12 号)の例による。

附 則

この規則は、筑西広域市町村圏事務組合情報公開条例の施行の日から施行する。

附 則(平成 17 年 3 月 28 日規則第 5 号)

この規則は、平成 17 年 3 月 28 日から施行する。